

## 要 旨

本稿では、板橋区公文書館設置の歴史的背景を、板橋区における情報公開制度の側面から見直しを図り、改めて当館の位置づけを確認する。それを踏まえ、現在における館が抱える課題となすべき事例の提示を行うものである。

第1章では、まず板橋区における情報公開制度発足までの動向をたどり、板橋区の情報公開制度と文書管理規程の関係について概観し、文書管理規程の改正が情報公開制度に起因して改正された事実や、制度が整備される過程の中で公文書館設置の端緒がみられることを指摘した。続けて、板橋区史編さん室による公文書館設置の計画案について検討し、当初は収集アーカイブズとして企図されたものが、実際の設置段階では機関アーカイブズの側面が強調されたことを明らかにした。そして、「公文書公開条例」が「情報公開条例」に移行する際の議論を検討し、新たな情報公開制度の下で公文書館がどのような位置づけがなされたのかを明らかにした。

第2章では、公文書館設置後における動向を検討し、そこから導き出される課題となすべき点を提示した。まず、「板橋区立公文書館条例」と「公文書館法」を比較し、条例上「公文書館法」の理念がどの程度反映されているかを検討した。続けて、専門職の任用と組織改正を中心に、当館のアーカイブズ機能の方向性について考え、それぞれの局面において機関アーカイブズと収集アーカイブズの論理の使い分けなど柔軟な対応をしていた事実を見出した。そして、組織上機関アーカイブズの側面が強調される当館の課題が収集アーカイブズの機能強化にあることを指摘した。その上で、それを実現するたの方策として、①他機関における板橋区関連資料の収集と当該情報の同期、②地域資料の確信犯的収集、③文学・漫画・映画・ドラマなど創作作品に関わる地域資料の収集の3点を提示し、その他学習指導要領の改訂に際して、公文書館所蔵資料を使用した学習ツールの作成等が必要となることを指摘した。

最後に、こういった作業から利用者の拡大や新規獲得につながるような努力が必要であることを前提とし、機関アーカイブズと収集アーカイブズの双方が有機的に機能させるためには、これからの10年間で非常に重要な時期となることを指摘した。